

2024年2月19日

最高裁判所第二小法廷

草野耕一 裁判官 様
三浦 守 裁判官 様
岡村和美 裁判官 様
尾島 明 裁判官 様

「君が代」調教 NO！松田処分取消裁判
【令和5年(行ツ)第339号、令和5年(行ヒ)第374号】にかかわる
子どもの権利条約と国際人権自由権規約に照らした判断を求める署名の追加提出について

前略

私は、「君が代」調教 NO！処分取消裁判上告人の松田幹雄です。

私たちは、本年1月11日に要請行動を行い、第二小法廷首席書記官補佐・岸野和之さんに対応していただきました。その際、私の「君が代」不起立戒告処分の取り消しを求める上告と上告受理申立【令和5年(行ツ)第339号と令和5年(行ヒ)第374号】にかかわる要請書5通と「子どもの権利条約と国際人権自由権規約に照らした判断を求める公正判決署名」(紙署名)1012名・(オンライン署名)383筆を提出いたしました。

1月22日に、上告棄却と上告受理申立不受理の第二小法廷書記官・阿部真二名2024年1月19日付調書(決定)を受け取りました。しかし、調書(決定)記載の棄却理由「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法第312号第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」は、まったく理解できないものでした。

1月11日以降に届いた署名(紙署名)625筆と(オンライン署名)176筆を追加提出いたします。提出した公正判決署名の総数は、(紙署名)1637筆、(オンライン署名)559筆となります。

児童・生徒に対する「君が代」強制が「子どもの権利条約」違反であること、「君が代」不起立を理由とする教職員処分が「国際人権自由権規約」違反であることについて、私の裁判においては、残念ながら判断いただけませんでした。しかし、裁判所は、この課題について、今後も引き続き問われ続けることになります。国際法にしっかり向き合い、裁判所の責任を果たしていただきますようお願いいたします。

以上です。

【送付先】

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

第二小法廷書記官 阿部真二様

首席書記官補佐 岸野和之様

【差出人】

「君が代」調教 NO！松田処分取消裁判

【令和5年（行ツ）第339号、令和5年（行ヒ）第374号】

上告人 松田幹雄